

大津市中期財政フレーム

計画期間 令和 7 年度～令和 11 年度



令和 6 年 1 0 月

大 津 市

1	改定の背景.....	1
2	中期財政フレームの必要性.....	2
3	フレーム改定における基本的事項.....	2
4	歳入歳出の推計.....	3
	歳 入.....	3
	歳 出.....	5
5	向こう5年間の主な歳出の見通し.....	7
6	向こう5年間の財政収支の見通し.....	8
7	向こう5年間の財政指標の見通し.....	9
8	参考（用語説明）.....	12

本文中の※●（数字）は、P.12 の用語説明を参照

1 改定の背景

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、我が国経済は、33 年ぶりの高水準の賃上げが実現し、企業の設備投資は史上最高の水準にあるなど、デフレから完全脱却し、成長型経済を実現させる千載一遇のチャンスを迎えているとされている。加えて、その成長型経済への移行の鍵は、「賃上げを起点とした所得と生産性の向上」であり、物価上昇を上回る賃上げを定着させることで、消費の増加や投資の拡大につなげ、新たな成長を生み出す好循環を実現させるとともに、グリーンやデジタルなどの成長分野に人材や資本等を集中投入することにより、経済全体の生産性を高めていくことが重要であるとしている。

その上で、まずは、来年以降も物価上昇を上回る賃金上昇が定着することを目指し、潜在成長率の引上げに取り組むため、令和 5 年 11 月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」及びそれを具体化する令和 5 年度補正予算並びに令和 6 年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行することとし、令和 7 年度予算については、持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずるとしており、こうした国の動向について注視していく必要がある。

本市においては、令和 6 年度に大津市総合計画第 2 期実行計画が最終年度を迎えることから、これまでの 4 年間に推進してきたリーディングプロジェクトに基づく計画の成果を発現させることを目的としつつ、影響の続く足元の物価高から市民生活や事業活動を守るという新たな視点を加えて予算を編成してきたところであるが、財政運営においては、市税や地方交付税などの各収入は堅調に推移しているものの、中長期的な視点に立てば、人件費・労務費や物価の上昇に伴い、歳出増加圧力が強まることが予想され、さらには少子高齢化等を背景に増嵩する扶助費や特別会計への繰出金、あるいは公共施設の老朽化対策に伴う事業債残高の増大や公債費の増加などに加え、令和 7 年度に本番を迎える国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会（以下、「国スポ・障スポ大会」という。）の開催や自治体情報システムの標準化対応をはじめとした大規模事業に伴う大きな財政需要も控えていることから、今後の展望としては、楽観視できる状況にない。

そのため、予算編成にあたっては、総合計画等に掲げる事業の着実な推進を見据える一方で、新規事業・既存事業を問わず、事業の必要性や実施方法等の見直しにより効果的・効率的な事業の実施に努めることで収支改善を図ることが必要であり、中期財政フレームにおいて、向こう 5 年間の収入の適切な見積もりと適正な支出の予測に基づく財政収支を明らかにすることで本市の中長期的な財政運営の指針とするものである。

2 中期財政フレームの必要性

行財政運営にあたっては、行政サービスに対する市民の満足度と要請を踏まえ、その受益と負担の適切なバランスを保ちつつ、資産の形成や維持管理に対する現世代と将来世代の負担の公平性にも留意し、総合計画等に沿ったまちづくりと持続可能な都市経営を推進することが必要である。また、本市の主体的な取組を進めることはもとより、人口減少・少子高齢化社会の進行等を背景とする国全体の財政健全化に向けた取組や、社会情勢の変容による新たな財政需要が加わる中、これらの変化への適切な対応が求められており、将来世代の暮らしの安定も見据えながら、常に中長期的な視点を持った健全な運営が求められている。

直近の社会経済情勢を踏まえ、将来に見込まれる収入を出来る限りの確に把握し、総合計画実行計画等に掲げる事業の着実な推進と行財政改革の継続した取組のもと、毎年度、向こう5年間の収支見通しに対する財政運営の方針を中期財政フレームとしてとりまとめ、計画期間中における収支不足の解消を具体化する取組を、単年度の財政運営の指針（予算の適正規模）として示し、健全財政の堅持に取り組むものである。

3 フレーム改定における基本的事項

（1）対象期間 令和7年度から令和11年度までの5年間

（2）対象会計 一般会計（特別会計や企業会計への繰出金を含む。）

（3）推計のベース

① 各部局の所管する予算事業について、令和7年度の概算要求をもとに、総合計画実行計画等に掲げる事業の着実な推進や行財政改革の継続した取組、現時点の協議や検討の進捗状況を踏まえ、各事業費を精査のうえ推計。

② 推計の起点は、令和5年度決算額と令和6年度決算見込額（令和6年9月時点）

（4）財政指標の目標値

財政の健全性を持続するために、下記4つの財政指標について目標値を設定。

① 経常収支比率 94%以下

② 実質公債費比率 5%以下

③ 将来負担比率 50%以下

④ 市債残高 821億円以下（令和5年度中核市平均値）

〔上記の市債残高は、病院事業及び介護老人保健施設事業の地方独立行政法人移行等に伴う債務承継分（病院事業債）、堅田駅西口土地区画整理事業における公共施設（道路や公園等）整備に伴う事業債、臨時財政対策債^{※1}を除いた市債残高。〕

4 歳入歳出の推計

歳 入

(1) 市税

① 個人市民税、法人市民税

個人市民税は国の試算を踏まえ、賃上げ等による所得水準の上昇を見込み、法人市民税は好調な企業業績を踏まえて、いずれも令和5年度決算額から増加するものとして推計。

② 固定資産税、都市計画税

令和9年度は固定資産評価替えによる影響を見込み、それ以外の年度は新增築家屋が引き続き増加するものとして推計。

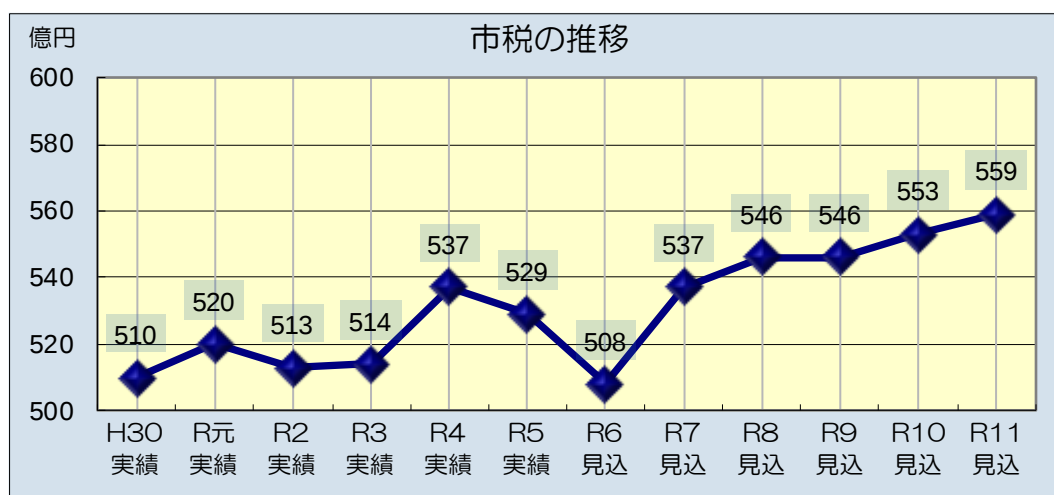
③ 軽自動車税、市たばこ税

軽自動車税は登録台数の増加は見込めないものの、税率改正を反映して推計。

市たばこ税は課税標準本数をほぼ横ばいで推移すると見込み推計。

④ その他の市税（事業所税、入湯税等）

令和7年度以降のその他の市税は、現時点の社会経済情勢等を踏まえ、令和5年度決算額をもとに推計。



(2) 地方譲与税、交付金等

地方譲与税^{※2}、県税交付金^{※3}（地方消費税交付金を除く。）ともに、直近の決算情報やこれまでの経年変化、制度に応じた変動等を踏まえ推計。地方消費税交付金は、物価や所得水準の上昇を見込んで、増加するものとして推計。

(3) 地方交付税

普通交付税^{※4}は各年度の基準財政収入額と基準財政需要額について、近年の交付額や国の予算の動向等を踏まえて推計。特別交付税^{※5}は近年の交付額を踏まえ、令和7年度以降、毎年6億円を見込む。

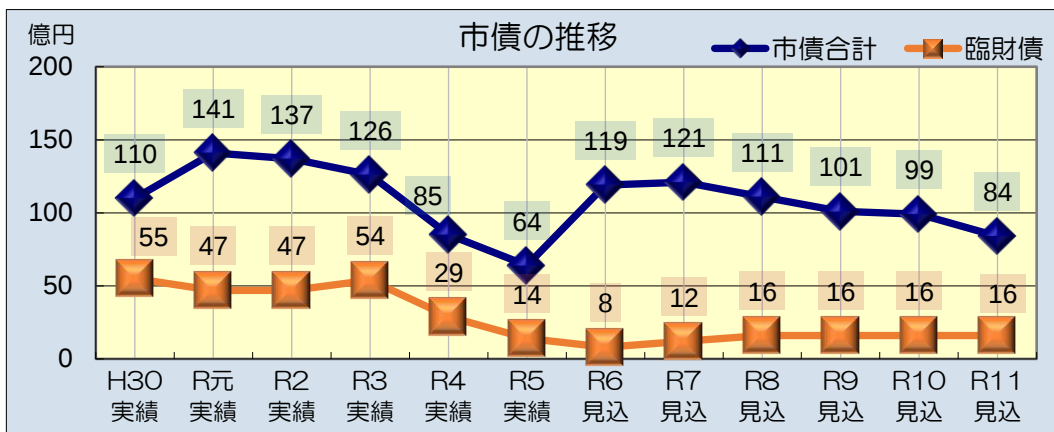


(4) 国県支出金

事業施行年度の歳出事業費に見合う国県支出金を見込む。

(5) 市債

- ① 現行の地方債制度に基づき、対象となる事業の施行年度に相当額を見込む。
- ② 臨時財政対策債は近年の発行可能額や国の予算の動向等を踏まえて推計。



(6) 繰入金

- ① 財政調整手段としての財政調整基金^{※6}の繰入金を見込む。
- ② 公共施設の老朽化対策に係る公共施設等整備基金の繰入金を見込む。
- ③ 他の特定目的基金^{※7}は過去の実績を踏まえ、特定事業に係る繰入金を見込む。

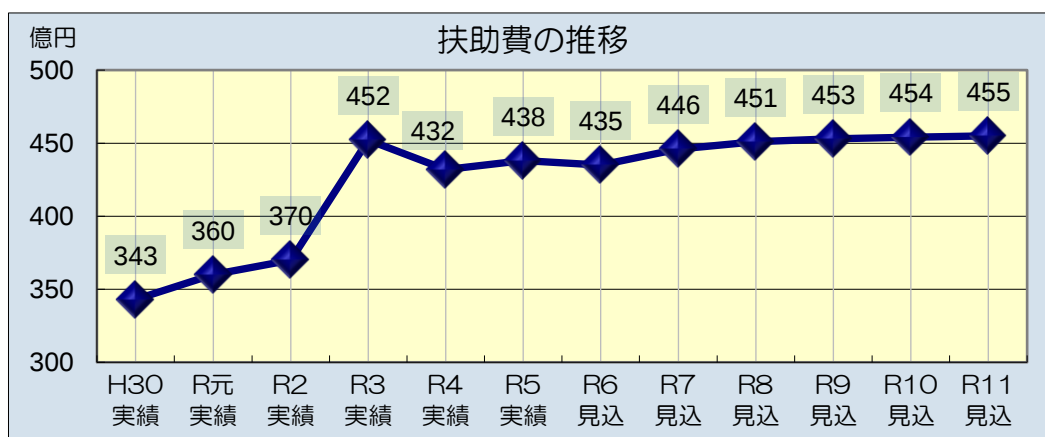
歳 出

(1) 人件費

常勤職員及び会計年度任用職員に係る給与費のほか、退職手当金は各年度に見込まれる定年退職予定者等の見込みに従い、所要額を推計。

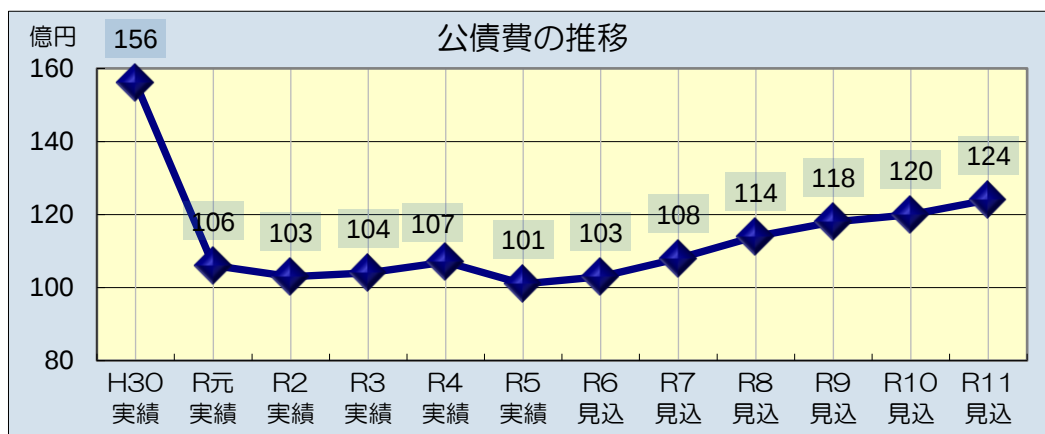
(2) 扶助費^{※8}

障害福祉サービス費や福祉医療費助成等の各種支給費のほか、幼児教育・保育にかかる給付費や子ども・子育て支援施策の拡充、高齢者福祉に係る給付制度の自然増なども見込み、所要額を推計。



(3) 公債費^{※9}

- ① 既発債はそれぞれの償還計画に従い、フレーム期間中に新たに発行する見込みの新発債は対象事業の施行年度に基づき、償還額を算定。
- ② 令和7年度以降の新発債の利率は、国債の動向や財政融資、地方公共団体金融機構、銀行等資金の近年の金融情勢と将来見通しから、年利1.8%で算定。



(4) 物件費^{※10}、維持補修費、補助費等^{※11}

全ての予算事業における費用を事業ごとに推計し、所要額を算定。令和7年度と令和8年度における自治体情報システム標準化の影響や後年度の物価上昇分を見込む。

(5) 積立金

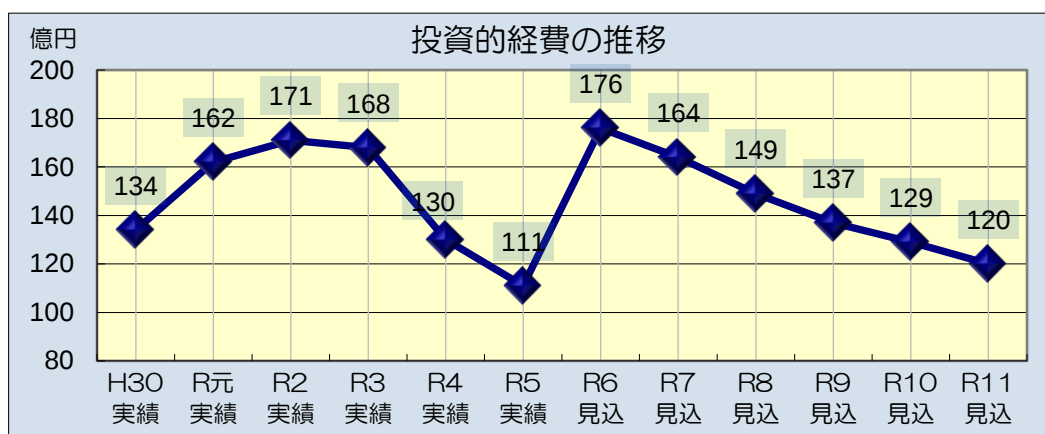
各種基金における運用益以外の新規積立は見込まない。

(6) 繰出金

一般会計から各特別会計への繰出金については、フレーム期間中における事業の進捗状況や繰出対象経費を精査しながら所要額を見込むとともに、高齢化の進展に伴う医療費や介護サービス費の増加等の影響を受ける保険事業会計への繰出金は自然増を見込み、所要額を推計。

(7) 投資的経費^{※12}

道路や河川の改修費など毎年一定の経費が見込まれるものや、事業継続中である学校施設の長寿命化改良やトイレ改修、中学校体育館空調設置をはじめ、総合計画実行計画等の各種計画に見込まれる事業など、推計された所要額を精査し、事業施行年度に相当額を見込む。また、国県等補助金を活用し実施する事業は、予め要望する交付額や交付見込額に照らし、所要額を算定。



5 向こう5年間の主な歳出の見通し

単位：億円			
【社会保障関連経費】	R5 決算	R6 現計予算	R7～11の 事業費見通
障害福祉費 (障害福祉サービス費・障害者医療費助成など)	122	128	709
医療費助成 (老人・乳幼児・子ども・高校生世代・母子家庭等)	15	17	87
民間保育施設費 (民間保育所児童運営費、施設型給付等支給事業費など)	108	109	520
児童手当・児童扶養手当	61	70	445
生活保護費	68	67	351
各種保険事業特別会計への繰出金 (国保、介護、後期高齢者)	82	82	450

単位：億円			
【社会資本整備等関連経費】	R5 決算	R6 現計予算	R7～11の 事業費見通
一般廃棄物処理施設の管理経費・施設改築更新 一般廃棄物収集運搬経費など	33	43	183
社会体育施設や都市公園施設の管理運営・施設整備など 〔国スポ・障スポ大会関連経費を含む〕	21	37	118
道路維持費 (道路維持修繕、街路樹管理、市道橋補修)	12	10	64
道路新設改良費 (市道幹2028号線、幹1009号線の道路整備など)	11	11	32
街路事業費 (都市計画道路3・4・9号、3・4・46号、3・5・101号の道路整備など)	6	4	35
小中学校の長寿命化改良・トイレ改修・中学校体育館空調設置・ICT環境整備など	49	75	450
市民センター長寿命化等改良	3	5	16

今回改定する中期財政フレームの向こう5年間の歳出見通しは、前回の改定時に比べ約495億円増加した。全体として事業費が増加した主な要因は、学校施設の長寿命化改良やトイレ改修の加速化、中学校体育館空調設置といった必要な設備投資や、令和7年度に滋賀県で開催される国スポ・障スポ大会に係る開催負担金などの経費、国が推進する自治体情報システム標準化対応経費等に加えて、後年度の物価上昇分を見込むと同時に、少子高齢化の進展等に伴う社会保障関連経費についても、各事業の年度進捗に伴う増減分を適切に捕捉した結果、大幅な増加見通しとなったものである。

6 向こう5年間の財政収支の見通し

物価や所得水準の上昇、マイナス金利政策の解除、自然災害の頻発化・激甚化といった先行きが見通し難い社会経済情勢の中で、国の施策や動向、前年度決算額などを総合的に勘案した上で、歳入見通しにおいては現時点におけるできる限り正確な見込額による推計を行い、また、歳出については、人件費や少子高齢化等を背景に増嵩する扶助費、公共施設の老朽化対策経費、国スポ・障スポ大会関連経費などの大規模事業の進捗に伴う経費等を適切に見込んだ結果、フレーム期間中の収支バランスを取るためには、財政調整基金などからの繰入金を見込まざるを得ない、非常に厳しい見通しとなった。

このような状況下においても、積極的な行財政改革やDX・GXの推進等により、地域経済の活性化や行政サービスの維持・向上を図るとともに、子ども・子育て施策の強化や防災・減災の推進等に積極的に取り組むことが求められている。今後も適正な見積りによる予算編成に努めるとともに、事業の必要性や優先度を精査し、効果的で効率的な経費の支出を徹底することにより、満足度の高い市民サービスの提供と健全財政の堅持に取り組んでいく必要がある。

単位：百万円

年 度		R5 決算	R6 現計予算	R7 見込	R8 見込	R9 見込	R10 見込	R11 見込	
歳 入	市税	52,886	50,840	53,716	54,580	54,606	55,329	55,868	
	譲与税・交付金	10,928	12,400	11,284	11,402	11,525	11,522	11,520	
	地方交付税	14,280	14,300	16,035	16,547	17,074	17,074	17,074	
	国県支出金	43,352	41,815	42,443	40,942	41,063	41,343	41,176	
	市債	6,357	11,859	12,103	11,089	10,077	9,860	8,366	
	その他	10,835	12,569	11,074	8,985	8,469	8,377	7,352	
計(A)		138,638	143,783	146,654	143,544	142,814	143,504	141,356	
歳 出	人件費	23,952	25,717	26,891	27,232	26,589	27,690	26,457	
	扶助費	43,778	43,542	44,623	45,060	45,292	45,389	45,457	
	公債費	10,129	10,268	10,818	11,393	11,828	11,969	12,386	
	投資的経費	11,137	17,575	16,369	14,909	13,691	12,859	12,023	
	その他	46,473	46,681	47,953	44,951	45,415	45,597	45,033	
	計(B)	135,468	143,783	146,654	143,544	142,814	143,504	141,356	
うち一般財源		88,279	83,058	61,139	58,464	57,337	57,314	54,621	
収支(A)-(B)		(3,170)							
R5カッコ内数値は形式収支 下段は実質収支		2,577	0	0	0	0	0	0	
各年度の基金充当額 (歳入その他の一部を再掲)				3,527	2,376	2,050	1,974	946	5年計 10,873
経常収支比率(%)		92.4	92.8	93.6	92.2	92.9	92.6	92.2	
実質公債費比率(%) (※3カ年平均)		-	-	-	0.1	0.4	0.7	0.9	
将来負担比率(%)		-	-	-	-	-	-	-	
市債残高(億円)		(1,229)	(1,213)	(1,232)	(1,238)	(1,231)	(1,221)	(1,196)	
()は臨時債・市民病院等 承継分を加えた残高		651	670	726	767	791	812	818	

※現計予算は、令和6年度8月補正予算に、令和5年度から令和6年度への繰越事業を追加した額です。
※各項目は、単位未満の端数を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

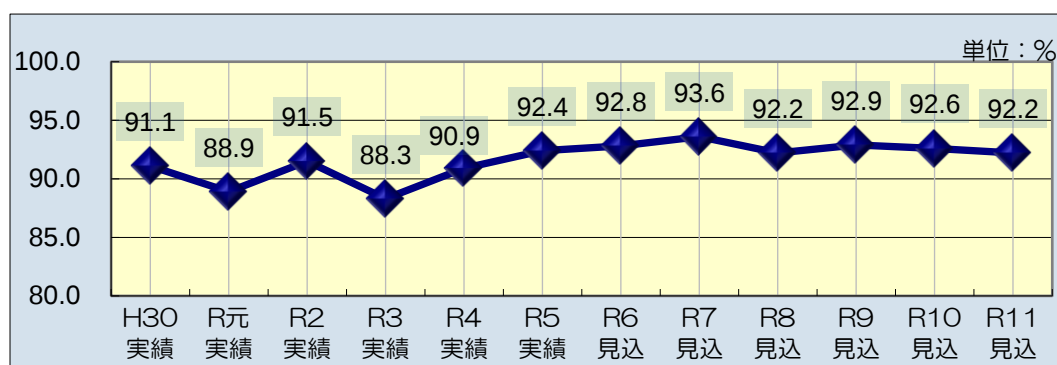
7 向こう5年間の財政指標の見通し

財政収支の見通しを踏まえた財政指標（経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、市債残高）の見通しは、次のとおり。

（１）経常収支比率の推移

経常収支比率は、財政構造の弾力性を指標化し、市税など毎年経常的に収入される財源が義務的経費など毎年経常的に支出される経費に充当される割合を示すもので、比率が高いほど財政が硬直化する傾向を表す。

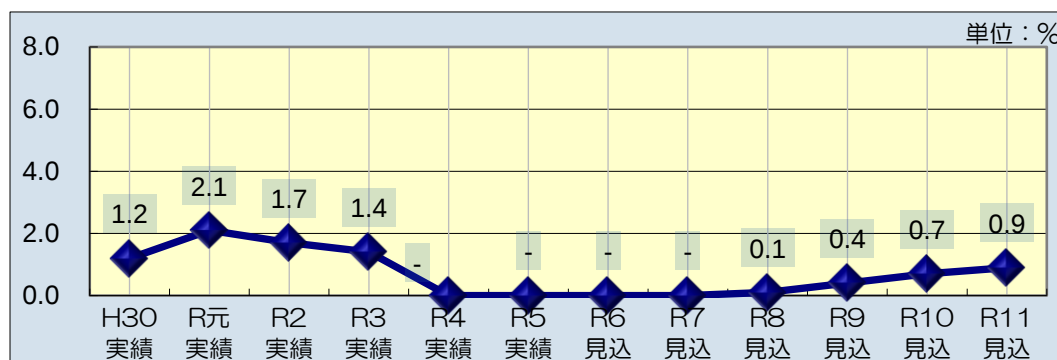
引き続き、扶助費などの義務的経費の増加や一般行政経費の比重が高まる傾向にあるため、予断を許さない状況が続くと見込まれる。増減はあるものの、基本的な傾向としては、財政構造の硬直化が進んでいることから、今後とも、一般行政経費をはじめとする経常経費の抑制に努め、弾力性を保持した財政運営を図っていくことが肝要となる。



（２）実質公債費比率の推移

実質公債費比率は、借入金の返済額を指標化し、当該地方公共団体の資金繰りの深刻度を示すもので、一般会計で償還している市債に加え、特別会計で償還し、一般会計がその一部を繰出金として負担しているものを含めて算出する。比率が高いほど深刻度が高い。

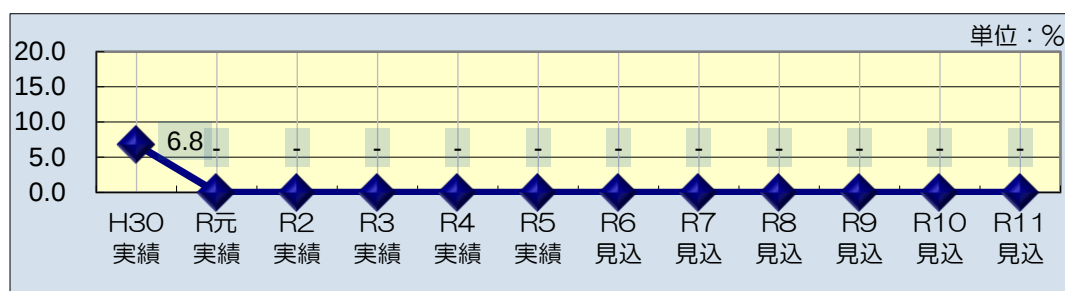
引き続き、事業の選択と集中による投資的経費の最適化に努め、健全な財政運営の維持を図る。



(3) 将来負担比率の推移

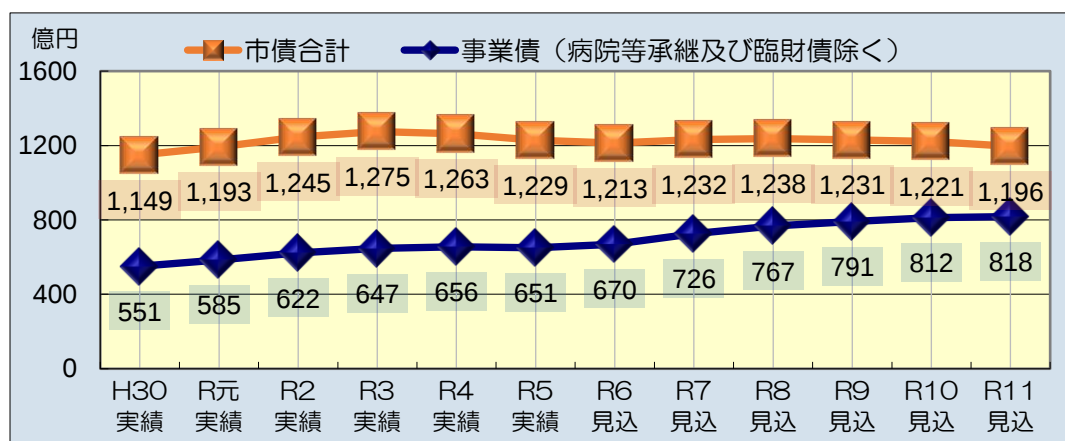
将来負担比率は、一般会計の借入金や将来支出しなければならない可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性の度合いの程度を示すもので、比率が高いほどその可能性が高い。

市債残高の増加や基金の取り崩しにより充当可能基金が減少すれば、将来負担比率が上昇することから、今後の動向に注視することが肝要である。令和元年度以降、数値が算定されており、フレーム期間中も同様の見込みであるが、今後も健全な財政運営の維持に努める。



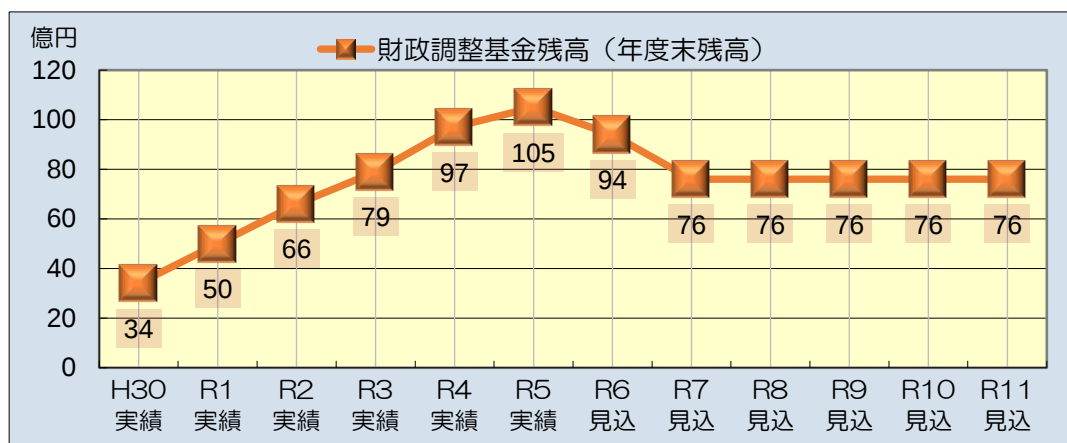
(4) 市債残高の推移

市債残高全体としては、臨時財政対策債の発行額が減少しているため、令和8年度をピークに減少へ転じるとみられるが、近年、ごみ処理施設の改築更新や中消防署の移転新築など、大型の投資的事業を推進してきた結果、事業債残高（病院事業、老人保健施設事業及び堅田駅西口土地区画整理事業の債務承継分及び臨時財政対策債を除く。）の高まりが顕著となっている。しかしながら、小中学校の長寿命化改良やトイレ改修事業等、老朽化する公共施設のマネジメント事業を推進させることは喫緊の課題であり、今後の建設事業債の増高は避けられない状況となっている。今後は、各建設事業の優先性の精査はもとより、建設事業の推進に伴う各種事業債の計画的な発行や単なる資金手当としての市債の発行抑制、各種基金の活用など多様な取組を行い、市債残高を抑制するとともに、他の財政指標等の動向にも留意し、バランスの取れた財政運営に努めなければならない。



(5) 財政調整基金の推移

年度間の財源を調整するための基金である財政調整基金は、令和元年度末現在高約 50 億円から、毎年、当該年度に生じた決算剰余金等を積み立てた結果、令和 5 年度末現在高は約 105 億円となった。令和 6 年度にリハーサル大会、令和 7 年度に本大会が開催される国スポ・障スポ大会の開催負担金に充てるため繰り入れるなど、フレーム期間の最終年度において、基金残高が約 76 億円となる見込みである。



8 参考（用語説明）

ページ	用語	説明
P.2	※1 臨時財政対策債 （臨財債）	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる特例として発行される地方債。発行可能額は国によって決定され、元利償還相当額が地方交付税に全額算入される。
P.3	※2 地方譲与税	国が徴収した税を一定の基準により地方団体に譲与するもの。 （自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税など）
P.3	※3 県税交付金	県が徴収した税を一定の基準により市町に交付するもの。 （利子割交付金、配当割交付金など）
P.4	※4 普通交付税	標準的な行政需要（基準財政需要額）に対し、標準的な税収入等（基準財政収入額）が不足する団体に国から交付されるもの。
P.4	※5 特別交付税	災害など普通交付税で捕捉されない特別の財政需要について、国から交付されるもの。
P.4	※6 財政調整基金	年度間の財源を調整するための基金。財政に余裕が生じた年度に積立を行い、財源が不足する年度に取崩して歳入不足を補う。
P.4	※7 特定目的基金	特定の目的のために積み立てられた基金。学校や市民センターなどの大規模な整備事業を目的とした「公共施設等整備基金」などがある。
P.5	※8 扶助費	社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。
P.5	※9 公債費	地方公共団体が発行した地方債の返済に要する経費。
P.6	※10 物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。（旅費、備品購入費、委託料など）
P.6	※11 補助費等	各団体等への補助金や専門家への報酬、他の地方公共団体や国などに対する支出。
P.6	※12 投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備等に要する経費。